

2014年4月16日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第319号）

国家発展改革委員会、 国外投資プロジェクト管理で新弁法 投資額 10 億ドル未満は原則届出管理に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2014年4月8日付で『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第9号、以下『9号弁法』という）を公布しました。中国側投資額が10億ドル以上、あるいは「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に係わる場合を除き、国外投資プロジェクトをすべて届出管理へと変更するとしており、2014年5月8日より施行されます。

□ 認可手続の廃止、権限委譲が進む

中国政府は現在、政府機能転換方針の一貫として、政府機関による審査・批准、認可手続の廃止と地方への権限委譲を進めています。国務院は、2013年12月2日付で『政府認可の投資プロジェクト目録（2013年版）』（国発[2013]47号）を公布して、認可を必要とするプロジェクトの範囲を縮小。国外投資のプロジェクト認可については、「中国側の投資が10億米ドルおよびそれ以上のプロジェクト、敏感な国家および地域、敏感な業界に係わるプロジェクトは、国務院の投資主管部門が認可する。前項規定を除く中央管理企業の投資プロジェクトおよび地方企業の投資が3億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトは、国務院の投資主管部門に報告して届出する」（第13条）と明記しました。

『9号弁法』はこれを受けて、国家発展改革委員会が2004年10月に公布した『国外投資プロジェクト暫定管理弁法』（国家発展改革委員会令第21号）に代わる規定として公布されたものです。

□ 投資額 10 億ドル未満で届出管理を採用

現行規定は、国外投資プロジェクトを「資源開発類」と「非資源開発類」に分けており、資源開発類で中国側投資額3億ドル以上、非資源開発類で同1億ドル以上のプロジェクトは国家発展改革委員会が、それ未満のプロジェクトは省級発展改革部門が認可手続を行うとしています（『国外投資プロジェクトにおける認可権限委譲業務の適切な遂行に関する通達』〔発改外資[2011]235号〕第1条）。また、特殊な

領域のプロジェクトについては投資額にかかわらず、国家発展改革委員会あるいは国務院が認可を下すと規定しています（同第2条）。

『9号弁法』は、「資源開発類」と「非資源開発類」の区分を廃止し、**国家発展改革委員会は中国側投資額が10億ドル以上の国外投資プロジェクト、「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に係わるプロジェクトに対してのみ認可手続きを行い、これ以外のプロジェクトをすべて届出管理へと変更しました**（第7条、第8条）。ちなみに、「敏感な国家・地域」とは「国交を結んでいない国家、国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家等」を指し、「敏感な業界」とは「基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等」を指します。

認可が必要な国外投資プロジェクトのうち、中国側投資額が20億米ドル以上のプロジェクトと「敏感な国家・地域」「敏感な業界」に係わるプロジェクトについては、国家発展改革委員会の審査意見に基づき国務院が認可を下します（第7条）。『9号弁法』第18条は、国家発展改革委員会による認可の条件を掲げています（右囲み参照）。国家発展改革委員会の責任者は、条件にわざわざ「投資主体が相

国外投資プロジェクトの認可条件

- ✓ 国家の法律・法規および産業政策、国外投資政策に合致していること
- ✓ 相互利益、共同発展の原則に合致し、国家の主権、安全および公共利益に危害を与えず、中国が締結もしくは参加している国際条約に違反しないこと
- ✓ 国家の資本項目管理関連規定に合致していること
- ✓ 投資主体が相応の投資実力を備えていること

（『9号弁法』第18条）

応の投資実力を備えていること」の一項を加えた理由について、企業が自社の実力以上のプロジェクトを引き受ければ、履行できないことでその企業が大きな損失をこうむるだけでなく、中国の対外経済・貿易関係にも悪影響を及ぼす可能性があるためと説明しています。

一方、届出管理となる国外投資プロジェクトのうち、中央管理企業のプロジェクトと地方企業（地方政府が管理する企業）の3億米ドル以上のプロジェクトについては、国家発展改革委員会に届出を行い、地方企業の3億米ドル未満のプロジェクトについては、省級政府の投資主管部門に届出を行うと規定しています（第8条）。なお、国外投資プロジェクトの届出手続は、企業の便宜を考慮して所定の申告表を使用し、企業によるプロジェクト申請報告書の提出も求めないとしています。

【図表1】 国外投資プロジェクトの認可・届出機関

現行規定（～2014年5月7日）

プロジェクト種類	認可機関
資源開発類 3億ドル以上、 非資源開発類 1億ドル以上	国家発展改革委員会が認可
特殊なプロジェクト	国家発展改革委員会 もしくは国務院が認可
資源開発類 3億ドル未満、 非資源開発類 1億ドル未満	省級以下の国家発展改革部門が認可※

※ 中央管理企業については国家発展改革委員会に届出

✓ 金額はすべて「中国側投資額」

✓ 「特殊なプロジェクト」と「敏感な国家・地域、業界」の定義はほぼ重複している

『9号弁法』施行後（2014年5月8日～）

プロジェクト種類	認可・届出機関
20億ドル以上	国家発展改革委員会の審査意見に基づき国務院が認可
敏感な国家・地域、 敏感な業界	
10億ドル以上 20億ドル未満	国家発展改革委員会が認可
10億ドル未満	各級の発展改革部門が届出管理

（関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

発展改革部門は、受理した認可・届出申請に対し、認可・届出権限に基づいて規定の期限内に認可文書・届出通知書を発行します（第16条、第21条）。企業は、この認可文書・届出通知書に基づいて外貨、税関、出入国管理等の的行わなければならない、各政府機関は認可文書・届出通知書を取得していないプロジェクトに対して行わなければならない、金融機関も貸付を行わなければならないとされています（第24条）。

なお、国家発展改革委員会は現在、今年下半期の稼働を目指して「全国国外投資オンライン届出システム」の開発を進めています。システム稼働後は国外投資プロジェクトの届出をオンラインで行えるようになる見込みです。

□ 再投資時の届出が原則不要に

『9号弁法』は、上記の認可・届出手続とは別に、中国側投資額3億米ドル以上の国外買収プロジェクト、国外入札プロジェクトについて、企業が国家発展改革委員会に「プロジェクト情報報告」を送付することを求めています（第10条）。このほか、『9号弁法』の変更点としては、国内企業が投資した国外企業による再投資を認可・届出範囲から外したことが挙げられます。国内企業による融資や担保等の提供がない場合、国外現地企業による再投資は発展改革部門の認可や届出が不要となります。

なお、『9号弁法』は国内企業による香港・マカオへの投資にも適用されますが、台湾への投資については別途、管理規定を制定するとしています¹。

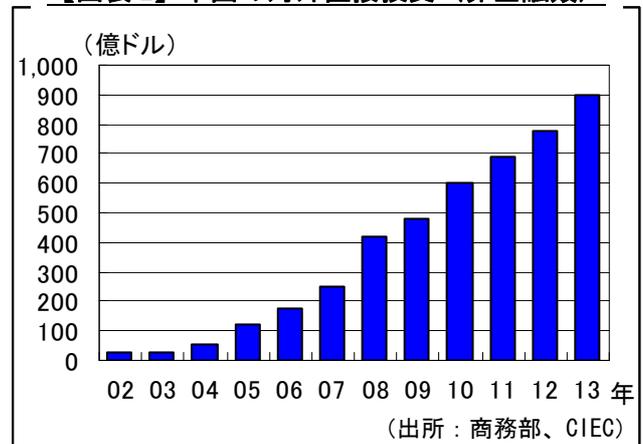
□ 急増する中国の対外直接投資

中国の2013年の対外直接投資（非金融類）は、前年比16.8%増の901.7億ドルに達しています（同時期の対中直接投資額は1175.86億ドル）。業界別では、商務サービス業が294.5億ドル（対外直接投資全体の32.7%）、鉱業が201.6億ドル（同22.4%）、卸売・小売業が136.7億ドル（15.2%）となっています。

一方、商務部、国家統計局、国家外貨管理局の政府3部門が共同で公表した『2012年度中国対外

直接投資統計公報』によれば、2012年の対外直接投資（金融類を含む）は前年比17.6%増の878.35億ドルで、世界の対外直接投資ランキングの上位3位に入っている。2012年末の対外直接投資累計額（ストック）は5319.4億ドルで、中国企業が本格的に国外投資に乗り出したのがここ10年であることから、世界第13位（米国の10.2%、日本の50.4%）ととどまっています。ストック額で100億ドルを超えるのは、リース・商務サービス業、金融業、鉱業、卸売・小売業、製造業、交通運輸・倉庫・郵政業、建築業の7業界で、ストック全体の92.4%（4913億ドル）を占めています。

【図表2】中国の対外直接投資（非金融類）



¹ 台湾への投資については現状、『大陸企業の台湾地区に赴いての投資に係る管理弁法』の印刷・配布に関する通達』（発改外資[2010]2661号）が適用されます。

*

『9号弁法』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および12ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家発展改革委員会 令第9号

『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』はすで国家発展改革委員会主任弁公会の討論を経て可決した。ここに発布し、2014年5月8日より施行する。当委員会が2004年10月に発布した『国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家発展改革委員会第21号令)は同時に廃止する。

主任 徐紹史
2014年4月8日

国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法

第1章 総則

- 第1条** 国外投資を促進および規範化し、国外投資管理の職能転換を加速するため、『中華人民共和国行政許可法』、『国務院による投資体制改革に関する決定』、『国務院による確かに保留する必要がある行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』に基づき、特に本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法は、中華人民共和国国内の各種法人(以下「投資主体」という)が新設、合併・買収、株式参加、増資および資本注入等の方式で行う国外投資プロジェクト、ならびに投資主体が融資もしくは担保を提供する等の方式でその国外企業もしくは機構を通じて実施する国外投資プロジェクトに適用する。
- 第3条** 本弁法がいう国外投資プロジェクトとは、投資主体が通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権益の投入もしくは担保の提供を通じて、国外の所有権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する活動を指す。
- 第4条** 本弁法がいう中国側投資額とは、投資主体が国外投資プロジェクトのために投入する通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権益または提供する担保の総額を指す。
- 第5条** 国家は、異なる状況に基づき国外投資プロジェクトに対しそれぞれ認可および届出管理を実行する。

第6条 国家発展改革委員会（以下「国家発展改革委」という）は、関連部門とともに企業の国外投資に対するマクロ指導、投資方向誘導および総合サービスを強化し、合わせて二国間投資協力および対話メカニズムを通じて、投資主体が実施する国外投資プロジェクトのために有利な外部環境を積極的に創造する。

第2章 認可および届出の機関および権限

第7条 中国側投資額 10 億米ドルおよびそれ以上の国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が認可する。敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトは限度額を分けず、国家発展改革委が認可する。このうち、中国側投資額 20 億米ドルおよびそれ以上、ならびに敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が審査意見を提出して國務院に報告し認可する。

本弁法がいう敏感な国家および地域には、国交を結んでいない、および国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家および地域を含む。

本弁法がいう敏感な業界には、基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等の業界を含む。

第8条 本弁法第7条が規定する以外の国外投資プロジェクトは、届出管理を実行する。このうち、中央管理企業が実施する国外投資プロジェクト、地方企業が実施する中国側投資額 3 億米ドルおよびそれ以上の国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が届出する。地方企業が実施する中国側投資額 3 億米ドル以下の国外投資プロジェクトは、各省、自治区、直轄市および計画単列市ならびに新疆生産建設兵団等の省級政府の投資主管部門が届出する。

第9条 国外投資プロジェクトの前期業務の周期が長く、必要となる前期費用（履行保証金、保証手続費、仲介サービス費、資源探査費等を含む）の規模が比較的大きい場合、現行の外貨管理規定の必要に基づき、投資主体は本弁法第7、8条の規定を参照してプロジェクト前記費用に対して認可もしくは届出を申請することができる。認可もしくは届出を経たプロジェクト前記費用は、プロジェクトの中国側投資額に計上する。

第10条 中国側投資額 3 億米ドル以上の国外買収もしくは入札プロジェクトは、投資主体が実質的な業務を対外展開する前に、国家発展改革委にプロジェクト情報報告を送付しなければならない。国家発展改革委は、プロジェクト情報報告を受け取った後、国家の国外投資政策に合致するプロジェクトに対し、7 営業日以内に確認書簡を発行する。プロジェクト情報報告の書式文書は、

国家発展改革委が発布する。

本弁法がいう国外買収プロジェクトとは、投資主体が協議、要約等の方式で国外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権益を買収するプロジェクトを指す。国外入札プロジェクトとは、投資主体が国外の公開もしくは非公開の競争性入札に参加する等の方式で国外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権益を獲得するプロジェクトを指す。

本弁法がいう実質的な業務の対外展開とは、国外買収プロジェクトにおいては対外的な拘束性協議の締結、拘束性オファーの提出および相手側国家もしくは地域政府の審査部門への申請提出を指し、国外入札プロジェクトにおいては対外的な正式の応札を指す。

第3章 認可および届出の手順および条件

第11条 国家発展改革委が認可もしくは国家発展改革委が審査意見を提出して国务院に報告し認可する国外投資プロジェクトについて、地方企業は所在地の省級政府発展改革部門にプロジェクト申請報告を直接提出し、省級政府発展改革部門が審査意見を提出した後、国家発展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総会社が国家発展改革委にプロジェクト申請報告を送付する。

第12条 国家発展改革委に送付するプロジェクト申請報告は、主にプロジェクト名称、投資主体の状況、プロジェクトの必要性分析、背景および投資環境の状況、プロジェクト実施内容、投融資方案、リスク分析等の内容を含む。プロジェクト申請報告の模範大綱は、国家発展改革委が発布する。

プロジェクト申請報告には、以下の付属文書を添付しなければならない。

- (1) 会社董事会の決議もしくは関連の出資決議。
- (2) 投資主体および外国側の資産、経営および信用状況の文書。
- (3) 銀行が発行する融資意向書。
- (4) 有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産権益で出資する場合、資産権益の評価価値もしくは公正価値により出資額を確定し、合わせて相応の資質を有する会計士事務所、資産評価機構等の仲介機構が発行する監査報告、資産評価報告および権限を有する機構の確認書簡、もしくはその他の関連資産権益の価値を証明できる第三者の文書を提出しなければならない。
- (5) 入札、合併・買収もしくは合併・合作プロジェクトは、中国側が署名した意向書もしくは枠組み協議等の文書を提出しなければならない。

第13条 プロジェクト申請報告および付属文書が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家発展改革委は5営業日以内に申告単位に一括で通知して補充を行わせる。

第14条 敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトについて、国家発展改革委はプロジェクト申請報告を受理した日から3営業日以内に関連部門の意見を聴取し、関連部門は意見聴取書を受け取った日から7営業日以内に書面意見を発行しなければならない。

第15条 国家発展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した後、確かに必要がある場合、5営業日以内に資質を有する諮問機構に委託して評価を行わなければならない。委託を受けた諮問機構は、規定に期限内に評価報告を提出し、合わせて評価の結論に対して責任を引き受けなければならない。評価期限は、原則として40営業日を超えない。

評価費用は、国家発展改革委が引き受け、諮問機構およびその業務人員は申告単位もしくは投資主体からいかなる費用も収得してはならない。

第16条 国家発展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した日から、認可条件に合致する国外投資プロジェクトに対して20営業日以内に認可を完成させる、または審査意見を提出して国务院に報告し認可する。20営業日以内に認可の決定を下すこと、もしくは審査意見を提出することができない場合、国家発展改革委の責任者が10営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由を申告単位に通知する。

前項規定の認可期限は、諮問機構に委託して評価する期間を含めない。

第17条 国家発展改革委は、認可したプロジェクトに対して申告単位に書面の認可文書を発行する。認可しないプロジェクトに対して、書面決定の方式で申告単位に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受する。

第18条 国家発展改革委によるプロジェクト認可の条件は、以下のとおり。

- (1) 国家の法律・法規および産業政策、国外投資政策に合致していること。
- (2) 相互利益、共同発展の原則に合致し、国家の主権、安全および公共利益に危害を与えず、わが国が締結もしくは参加している国際条約に違反しないこと。
- (3) 国家の資本項目管理関連規定に合致していること。
- (4) 投資主体が相応の投資実力を備えていること。

第19条 国家発展改革委による届出のプロジェクトに属する場合、地方企業は国外投資プロジェクト届

出申請表に記入して関連付属文書を添付し、所在地の省級政府の発展改革部門に直接提出し、省級政府の発展改革部門が国家発展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総公司在国家発展改革委に届出申請表および関連付属文書を送付する。

国外投資プロジェクト届出申請表の書式文書および付属文書は、国家発展改革委が発布する。

第20条 届出申請表および付属文書が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家発展改革委は5営業日以内に申告単位に一括で通知して補充を行わせる。

第21条 国家発展改革委は、届出申請表を受理した日から7営業日以内に、届出条件に合致する国外投資プロジェクトに対して届出通知書を発行する。届出を行わない国外投資プロジェクトに対し、国家発展改革委は書面決定の方式で申告単位に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受する。

第22条 国家発展改革委は、届出を申請したプロジェクトに対し、主に届出管理の範囲に属しているか否か、関連法律・法規、産業政策および国外投資政策に合致しているか否か、国家の資本項目管理関連規定に合致しているか否か、国家の主権、安全、公共利益に危害を与えるか否か、ならびに投資主体が相応の投資実力を備えているか否か等から審査する。

第23条 すでに認可もしくは届出した国外投資プロジェクトに、以下のいずれかの状況が発生した場合、本弁法第7、8条の規定に基づき国家発展改革委に変更を申請しなければならない。

- (1) プロジェクトの規模および主要内容に変化が発生した場合、
- (2) 投資主体もしくは持分構造に変化が発生した場合、
- (3) 中国側投資額が元の認可もしくは届出から20%およびそれ以上超える場合。

第4章 認可および届出文書の効力

第24条 投資主体は、認可文書もしくは届出通知書により、法に基づき外貨、税関、出入国管理および税収等の関連手続を行う。規定の権限および手順により認可もしくは届出していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は貸付を実行してはならない。

第25条 投資主体が国家発展改革委の認可もしくは届出を必要とする国外投資プロジェクトを実施する場合、最終的な法的拘束効力を有する文書に对外署名する前に、国家発展改革委が発行する認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならない。または、締結する文書において発効条件を法に基づき国家発展改革委が発行する認可文書もしくは届出通知書の取得とすることを明

確化することができる。

第26条 認可文書および届出通知書は、有効期限を規定しなければならず、このうち建設類プロジェクトの認可文書および届出通知書の有効期限を2年、その他のプロジェクトの認可文書および届出通知書の有効期限を1年とする。

有効期限内に投資主体が本弁法第24条の記述する関連手続を完成できない場合、有効期限満了前30日以内に有効期限の延長を申請しなければならない。

第5章 法律責任

第27条 国家発展改革委の業務人員に以下のいずれかの行為があった場合、それに期限付きの是正を命令し、合わせて『行政機関公務員処分条例』等の関連規定に基づき関連責任者の行政責任を追究する。犯罪を構成した場合、司法機関が法に基づき刑事責任を追究する。

- (1) 職権を乱用し、職務を怠慢し、私情で利益を貪り、賄賂を要求・受取した場合、
- (2) 本弁法が規定する手順および条件に違反してプロジェクト認可、届出を行った場合、
- (3) 本弁法の規定に違反するその他の行為。

第28条 投資主体は、国外投資プロジェクト申請報告もしくはプロジェクト届出申請表および付属文書の真実性、合法性に対して責任を負わなければならない。投資主体が国外投資プロジェクト申告過程において法律・法規に違反、関連状況を隠匿もしくは虚偽資料を提供した場合、国家発展改革委は受理を行わず、もしくは認可、届出を行わない。すでに認可文書もしくは届出通知書を取得した場合、国家発展改革委は認可文書もしくは届出通知書を取り消し、合わせて警告を行う。

第29条 本弁法の規定に基づき投資主体が認可もしくは届出手続を申請すべきであるが法に基づき認可文書もしくは届出通知書を取得せずに勝手に実施したプロジェクト、ならびに認可文書もしくは届出通知書の内容に基づき実施しなかったプロジェクトに対し、一旦発見した場合、国家発展改革委は関連部門とともにそれにプロジェクト実施の停止を命令し、合わせて関連部門に提案もしくは引渡して法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追究する。

本弁法第10条の規定に基づき投資主体がプロジェクト情報報告を送付すべきであるが情報報告の確認書簡を獲得せずに実質的な業務を対外展開した場合、国家発展改革委は通報・批判を行い、それに是正を命令する。性質が深刻で、国家利益に深刻な損害をもたらす場合、国家発展改革委は関連部門とともに法に基づき処罰を行い、合わせて関連部門に提案もしくは引渡し

て法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追及する。

第6章 附則

第30条 各省級政府の投資主管部門は、当地企業の国外投資に対する誘導およびサービスを強化し、合わせて本弁法の規定を参照して相応の届出管理弁法を制定しなければならない。国家発展改革委は、省級政府の投資主管部門の国外投資プロジェクト届出業務に対して指導および監督を行い、合わせて発見した問題に対して遅滞なく是正を行う。

第31条 投資主体の国外投資における株式参加もしくは持分投資基金の設立は、本弁法を適用する。

自然人およびその他の組織が国外で実施する投資プロジェクトは、本弁法の規定を参照して別途、具体的な管理弁法を制定する。

第32条 投資主体が香港特別行政区、マカオ特別行政区で実施する投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

投資主体が台湾地区で実施する投資プロジェクトは、本弁法の規定を参照して別途、具体的な管理弁法を制定する。

第33条 本弁法は、国家発展改革委が解釈に責任を負う。

第34条 本弁法は、2014年5月8日より施行する。国家発展改革委が2004年10月に公布した『国外投資プロジェクト暫定管理弁法』（第21号令）は同時に廃止する。

(中国語原文)

国家发展和改革委员会令 第 9 号

《境外投资项目核准和备案管理办法》已经国家发展改革委主任办公会讨论通过，现予以发布，并于 2014 年 5 月 8 日起施行。我委 2004 年 10 月发布的《境外投资项目核准暂行管理办法》（国家发展改革委第 21 号令）同时废止。

主任：徐绍史
2014 年 4 月 8 日

境外投资项目核准和备案管理办法

第一章 总则

- 第一条** 为促进和规范境外投资，加快境外投资管理职能转变，根据《中华人民共和国行政许可法》、《国务院关于投资体制改革的决定》和《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，特制定本办法。
- 第二条** 本办法适用于中华人民共和国境内各类法人（以下简称“投资主体”）以新建、并购、参股、增资和注资等方式进行的境外投资项目，以及投资主体以提供融资或担保等方式通过其境外企业或机构实施的境外投资项目。
- 第三条** 本办法所称境外投资项目是指投资主体通过投入货币、有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产和权益或提供担保，获得境外所有权、经营管理权及其他相关权益的活动。
- 第四条** 本办法所称中方投资额是指投资主体为境外投资项目投入的货币、有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产和权益或提供担保的总额。
- 第五条** 国家根据不同情况对境外投资项目分别实行核准和备案管理。
- 第六条** 国家发展和改革委员会（以下简称“国家发展改革委”）会同有关部门加强对企业境外投资的宏观指导、投向引导和综合服务，并通过多双边投资合作和对话机制，为投资主体实施境外投资项目积极创造有利的外部环境。

第二章 核准和备案机关及权限

第七条 中方投资额 10 亿美元及以上的境外投资项目，由国家发展改革委核准。涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目不分限额，由国家发展改革委核准。其中，中方投资额 20 亿美元及以上，并涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目，由国家发展改革委提出审核意见报国务院核准。

本办法所称敏感国家和地区包括：未建交和受国际制裁的国家，发生战争、内乱等国家和地区。

本办法所称敏感行业包括：基础电信运营，跨境水资源开发利用，大规模土地开发，输电干线、电网，新闻传媒等行业。

第八条 本办法第七条规定之外的境外投资项目实行备案管理。其中，中央管理企业实施的境外投资项目、地方企业实施的中方投资额 3 亿美元及以上境外投资项目，由国家发展改革委备案；地方企业实施的中方投资额 3 亿美元以下境外投资项目，由各省、自治区、直辖市及计划单列市和新疆生产建设兵团等省级政府投资主管部门备案。

第九条 对于境外投资项目前期工作周期长、所需前期费用（包括履约保证金、保函手续费、中介服务费、资源勘探费等）规模较大的，根据现行外汇管理规定的需要，投资主体可参照本办法第七、八条规定对项目前期费用申请核准或备案。经核准或备案的项目前期费用计入项目中方投资额。

第十条 中方投资额 3 亿美元及以上的境外收购或竞标项目，投资主体在对外开展实质性工作之前，应向国家发展改革委报送项目信息报告。国家发展改革委收到项目信息报告后，对符合国家境外投资政策的项目，在 7 个工作日内出具确认函。项目信息报告格式文本由国家发展改革委发布。

本办法所称境外收购项目，是指投资主体以协议、要约等方式收购境外企业全部或者部分股权、资产或其它权益的项目。境外竞标项目，是指投资主体参与境外公开或不公开的竞争性投标等方式获得境外企业全部或者部分股权、资产或其它权益的项目。

本办法所称对外开展实质性工作，境外收购项目是指对外签署约束性协议、提出约束性报价及向对方国家或地区政府审查部门提出申请，境外竞标项目是指对外正式投标。

第三章 核准和备案程序及条件

第十一条 由国家发展改革委核准或由国家发展改革委提出审核意见报国务院核准的境外投资项目，地方企业直接向所在地的省级政府发展改革部门提交项目申请报告，由省级政府发展改革部门提出审核意见后报送国家发展改革委；中央管理企业由集团公司或总公司向国家发展改革委报送项目申请报告。

第十二条 向国家发展改革委报送的项目申请报告主要包括项目名称、投资主体情况、项目必要性分析、背景及投资环境情况、项目实施内容、投融资方案、风险分析等内容。项目申请报告示范大纲由国家发展改革委发布。

项目申请报告应附以下附件：

- (一) 公司董事会决议或相关的出资决议；
- (二) 投资主体及外方资产、经营和资信情况的文件；
- (三) 银行出具的融资意向书；
- (四) 以有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产权益出资的，按资产权益的评估价值或公允价值核定出资额，并应提交具备相应资质的会计师事务所、资产评估机构等中介机构出具的审计报告、资产评估报告及有权机构的确认函，或其他可证明有关资产权益价值的第三方文件；
- (五) 投标、并购或合资合作项目，应提交中外方签署的意向书或框架协议等文件。

第十三条 对于项目申请报告及附件不齐全或内容不符合规定要求的，国家发展改革委在 5 个工作日内一次性告知申报单位予以补正。

第十四条 涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目，国家发展改革委在受理项目申请报告之日起 3 个工作日内征求有关部门意见，有关部门应当自收到征求意见函之日起 7 个工作日内出具书面意见。

第十五条 国家发展改革委在受理项目申请报告后，若确有必要，应在 5 个工作日内委托有资质的咨询机构进行评估。接受委托的咨询机构在规定时限内提出评估报告，并对评估结论承担责任。评估时限原则上不超过 40 个工作日。

评估费用由国家发展改革委承担，咨询机构及其工作人员不得收取申报单位或投资主体的任何费用。

第十六条 国家发展改革委自受理项目申请报告之日起，对于符合核准条件的境外投资项目在 20 个工作日内完成核准，或提出审核意见报国务院核准。如 20 个工作日不能做出核准决定或提出审核意见的，由国家发展改革委负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知申报单位。

前款规定的核准期限，不包括委托咨询机构评估的时间。

第十七条 国家发展改革委对核准的项目将向申报单位出具书面核准文件；对不予核准的项目，将以书面决定的方式通知申报单位并说明理由，投资主体享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第十八条 国家发展改革委核准项目的条件为：

- (一) 符合国家法律法规和产业政策、境外投资政策；
- (二) 符合互利共赢、共同发展的原则，不危害国家主权、安全和公共利益，不违反我国缔结或参加的国际条约；
- (三) 符合国家资本项目管理相关规定；
- (四) 投资主体具备相应的投资实力。

第十九条 属于国家发展改革委备案的项目，地方企业应填报境外投资项目备案申请表并附有关附件，直接提交所在地的省级政府发展改革部门，由省级政府发展改革部门报送国家发展改革委；中央管理企业由集团公司或总公司向国家发展改革委报送备案申请表及有关附件。

境外投资项目备案申请表格式文本及附件要求由国家发展改革委发布。

第二十条 对于备案申请表及附件不齐全或内容不符合规定要求的，国家发展改革委在 5 个工作日内一次性告知申报单位予以补正。

第二十一条 国家发展改革委在受理备案申请表之日起 7 个工作日内，对符合备案条件的境外投资项目出具备案通知书。对不予备案的境外投资项目，国家发展改革委将以书面决定的方式通知申报单位并说明理由，投资主体享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第二十二条 国家发展改革委对申请备案的境外投资项目，主要从是否属于备案管理范围，是否符合相关法律法规、产业政策和境外投资政策，是否符合国家资本项目管理相关规定，是否危害国家主权、安全、公共利益，以及投资主体是否具备相应投资实力等进行审核。

第二十三条 对于已经核准或备案的境外投资项目，如出现下列情况之一的，应按照本办法第七、八条规定向国家发展改革委申请变更：

- (一) 项目规模和主要内容发生变化；
- (二) 投资主体或股权结构发生变化；
- (三) 中方投资额超过原核准或备案的 20% 及以上。

第四章 核准和备案文件效力

第二十四条 投资主体凭核准文件或备案通知书，依法办理外汇、海关、出入境管理和税收等相关手续。对于未按规定权限和程序核准或者备案的项目，有关部门不得办理相关手续，金融机构不得发放贷款。

第二十五条 投资主体实施需国家发展改革委核准或备案的境外投资项目，在对外签署具有最终法律约束效力的文件前，应当取得国家发展改革委出具的核准文件或备案通知书；或可在签署的文件中明确生效条件为依法取得国家发展改革委出具的核准文件或备案通知书。

第二十六条 核准文件和备案通知书应规定有效期，其中建设类项目核准文件和备案通知书有效期二年，其他项目核准文件和备案通知书有效期一年。

在有效期内投资主体未能完成办理本办法第二十四条所述相关手续的，应在有效期届满前 30 个工作日内申请延长有效期。

第五章 法律责任

第二十七条 国家发展改革委工作人员有下列行为之一的，责令其限期整改，并依据《行政机关公务员处分条例》等有关规定追究有关责任人的行政责任；构成犯罪的，由司法机关依法追究刑事责任。

- (一) 滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的；
- (二) 违反本办法规定的程序和条件办理项目核准、备案的；
- (三) 其他违反本办法规定的行为。

第二十八条 投资主体应当对境外投资项目申请报告或项目备案申请表及附件的真实性、合法性负责。投资主体在境外投资项目申报过程中违反法律法规，隐瞒有关情况或提供虚假材料的，国家发展改革委将不予受理或不予核准、备案；已经取得核准文件或备案通知书的，国家发展改革委

委将撤销核准文件或备案通知书，并给予警告。

第二十九条 对于按照本办法规定投资主体应申请办理核准或备案但未依法取得核准文件或备案通知书而擅自实施的项目，以及未按照核准文件或备案通知书内容实施的项目，一经发现，国家发展改革委将会同有关部门责令其停止项目实施，并提请或者移交有关机关依法追究有关责任人的法律和行政责任。

对于按照本办法第十条规定投资主体应报送项目信息报告但未获得信息报告确认函而对外开展实质性工作的，国家发展改革委将予以通报批评，责令其纠正。对于性质严重、给国家利益造成严重损害的，国家发展改革委将会同有关部门依法进行处罚，并提请或者移交有关机关依法追究有关责任人的法律和行政责任。

第六章 附则

第三十条 各省级政府投资主管部门要加强对本地企业境外投资的引导和服务，并参照本办法规定制定相应的备案管理办法。国家发展改革委对省级政府投资主管部门境外投资项目备案工作进行指导和监督，并对发现的问题及时予以纠正。

第三十一条 投资主体在境外投资参股或设立股权投资基金，适用本办法。

自然人和其他组织在境外实施的投资项目，参照本办法规定另行制定具体管理办法。

第三十二条 投资主体在香港特别行政区、澳门特别行政区实施的投资项目，参照本办法执行。

投资主体在台湾地区实施的投资项目，参照本办法规定另行制定具体管理办法。

第三十三条 本办法由国家发展改革委负责解释。

第三十四条 本办法自 2014 年 5 月 8 日起施行。国家发展改革委于 2004 年 10 月颁布的《境外投资项目暂行管理办法》（第 21 号令）同时废止。